

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

～ 平成28年10月19日創設 ～

この助成金は、高齢者の安定した雇用の促進を目的として下記のいずれかの制度導入をした事業主(企業単位)に1回かぎり支給されるものです。

支給額

導入した制度の内容		支給額
65歳への定年引上げ		100万円
66歳以上への定年引上げまたは、定年の定め廃止		120万円
希望者全員を対象とする 継続雇用制度の導入	66歳～69歳	60万円
	70歳以上	80万円

注)定年引上げと継続雇用制度を併せて導入した場合でも、定年引上げを実施した際の金額となります。

主な支給要件

- ①制度を規定した際に経費を要したこと
 - ②制度を規定した労働協約又は就業規則を整備していること
 - ③制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと
 - ④支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※)が1人以上いること
- ※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限る。

支給申請先

定年引上げ等実施後2ヶ月以内に、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(各都道府県支部の窓口)に支給申請を行います。

注意事項

上記の他にも支給要件があります。また不正受給を行った場合は返還のほか、企業名公表などの措置がとられることがあります。過去の助成金で定年引上げの措置に関してすでに支給を受けていた場合は対象にならないことがあります。

助成金の詳細は、こちらでご確認いただけます。

【厚生労働省】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>